

## 法人税実務事例検討

持ち合い株式のヘッジ目的で行った  
信用売取引に係る繰延ヘッジ処理の取扱い新日本アーンストアンドヤング税理士法人 顧問  
税理士 石田 昌朗

## 本事例における留意点

その他有価証券として区分された持ち合い株式の価額下落リスクを軽減するために、同一銘柄の信用売取引をヘッジ目的で行った場合、その信用売取引のみなし決済損益及び決済損益は、ヘッジ目的であるその他有価証券の譲渡時まで繰延処理される。

## 事 例

当社（3月決算）は、取引先であるA社（上場会社）の株式を保有しておりましたが、そのA社株式（1株当たりの取得単価1,000円）の価額下落リスクを軽減するために、平成25年3月18日にA社株式につき証券会社を通じて信用取引で10,000株を2,000円で売り建てました。そして、決算期末にはA社株式の時価が2,500円となったことから、その信用取引に係るみなし決済損益を繰延処理しています。

その後、A社株式が上昇したため、この信用取引を平成25年4月8日に2,900円で決済し、この信用取引に係る決済差損9,000,000円が生じました。また、A社株式10,000株のうち6,000株はその信用取引の決済後の5月16日に1株当たり3,100円で売却しております。

この場合において、当期（平成26年3月期）の税務処理はどのようにすればよいですか。

## 【当社における平成25年3月期の期末会計処理】

信用取引みなし決済差損	5,000,000円	／	繰延ヘッジ損失	5,000,000円
-------------	------------	---	---------	------------

## 【当社における平成26年3月期の期首会計処理】

繰延ヘッジ損失	5,000,000円	／	信用取引みなし決済差損	5,000,000円
---------	------------	---	-------------	------------

## 【当社における平成26年3月期の取引時の会計処理】

信用取引決済差損	9,000,000円	／	銀行預金	9,000,000円
銀行預金	18,600,000円	／	A社株式	6,000,000円
		／	A社株式譲渡益	12,600,000円

**I ▶ 本事例における法令等の検討****1 信用取引の決済損益額**

上場株式の信用売取引による決済損益は、法人税法第 61 条の 2 第 20 項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）に規定する信用取引に該当することから、その決済に係る買付けの契約をした日の属する事業年度の所得金額に算入されます。

**2 信用取引のみなし決済損益額**

信用取引が事業年度末において決済されていない場合には、法人税法第 61 条の 4（有価証券の空売り等に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）に規定する信用取引に該当することから、その事業年度末において、その信用取引を決済したものとみなして算出した利益相当額又は損失相当額（みなし決済損益額）は、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入されます。

**3 ヘッジ処理の概要**

デリバティブ取引等であっても、①資産若しくは負債の価額の変動によって生ずるおそれのある損失の額、又は②資産の取得若しくは譲渡、負債の発生若しくは消滅、金利の受取若しくは支払その他これらに準ずるものにより受け取ることとなり若しくは支払うこととなる金銭の額の変動によって生ずるおそれのある損失の額（①及び②を併せて「ヘッジ対象資産等損失額」といいます。）を減少させるために行った場合で、そのデリバティブ取引等がヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効であ

ると認められるときは、デリバティブ取引等の決済金額並びにみなし決済損益額に相当する金額は、当該資産若しくは負債の譲渡若しくは消滅又は当該金銭の受取若しくは支払の日の属する事業年度まではその計上を繰り延べることとされています（法 61 の 6、法令 121 の 5）。

これは、デリバティブ取引等をヘッジ目的で行った場合、ヘッジ対象の損益の計上時期とヘッジ手段の損益の計上時期を合わせることにしたものです。

そして、このデリバティブ取引等とは、法人税法第 61 条の 2 第 1 項に規定するデリバティブ取引だけでなく、同条第 20 項に規定する信用取引も含まれています（法 61 の 6 ④二）。

なお、当然のことながら、ヘッジ対象となっている資産の譲渡若しくは負債の消滅又は金銭の受取若しくは支払があった場合には、それらの事業年度以後の事業年度においては、既にヘッジ対象の損益が計上されていることから、ヘッジ手段であるデリバティブ取引等のみなし決済損益額は繰り延べることはできません。

**4 翌期の処理**

期末において未決済であるデリバティブ取引に該当するものとしてその事業年度の所得金額に加算又は減算したみなし決済金額は、その翌事業年度に所得金額の計算において、洗替処理により減算又は加算することになります（法令 120 ①）。

また、デリバティブ取引等の決済損益額に係る金額については、そのデリバティブ取引等によりヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産若しくは負債の譲渡

若しくは消滅又は金銭等（その金銭の受取又は支払により負債が発生し、又は資産を取得する場合のその金銭を除きます。）の受取若しくは支払のあった日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入されることとなります（法令 121 の 5 ①）。

## II 本事例における取扱いの検討

### 1 デリバティブ取引等がヘッジ目的で行われているか

貴社は保有する A 社株式の価額下落による損失の額を減少させるために、デリバティブ取引等である信用取引を行っていることから、資産の価額の変動に伴い生ずるおそれのある損失を減少させるために取引を行ったものに該当することから、ヘッジ目的であると認められます。

### 2 帳簿書類への記載要件

貴社の保有する A 社株式は、資産の価額の変動に伴い損失の生じるおそれがあることから、信用取引の売り建てはヘッジ手段となります。そうすると、ヘッジ手段である信用取引を行った日に、ヘッジ対象となる資産（A 社株式）並びにヘッジ手段となるデリバティブ取引等の種類、名称、金額、ヘッジ期間その他参考となるべき事項（ヘッジ対象等の明細）を、そのデリバティブ取引等に係る契約の締結に関する帳簿書類に記載する必要があります（法規 27 の 8 ①②）。

### 3 ヘッジが有効であると認められる場合

貴社が、ヘッジ手段である信用取引を行った時から期末時（3 月末日）までのヘッ

ジ対象である「A 社株式の価額の変動額」とヘッジ手段である「信用取引の時価等に係る変動額」の割合が 80 % から 125 % の間にあれば、そのヘッジ手段は有効である（法令 121 の 2）ことから、その信用取引のみなし決済損益額を繰り延べることとなります（法法 61 の 6 ①）。

貴社の場合、ヘッジ対象は A 社株式の価額であり、ヘッジ手段が A 社株式の信用売取引であることから、決算期末である 3 月末日にはヘッジの有効性割合は、ほぼ 100 % になると思われます。

したがって、ヘッジ手段である信用取引に係るみなし決済損益額をいったん計上し、同額を繰延ヘッジ資産又は繰延ヘッジ負債として計上することにより、信用取引に係るみなし決済損益額を所得金額に含めないこととなります。

なお、期末時には、ヘッジ対象である A 社株式の価額の変動額 5,000,000 円をヘッジ手段である信用取引の時価評価額▲5,000,000 円で除して、有効性の判定をすることから、有効性割合は 100 % になり、『金融商品会計に関する実務指針 # 158』では高い有効性があるとみなされ、有効性の判定を省略することができますが、法人税法上は有効性の判定を省略することは認められていません。

### 4 決済損益額の処理

貴社のヘッジ取引は、A 社株式の価額下落による損失の額を減少させるために行われたものであり、その決済損益額は、そのヘッジ対象である A 社株式の譲渡の日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入されることとなります（法令 121 の 5 ①）。

そのため、貴社がヘッジ対象とした A 社株式を譲渡するまでは、この信用取引に係

る決済差損 9,000,000 円を損金の額に算入することはできません。

ところで、貴社は保有する A 社株式 10,000 株のうち 6,000 株を平成 25 年 5 月 16 日に譲渡していることから、繰り延べられたヘッジ損失 9,000,000 円のうち

6,000 株/10,000 株に相当する 5,400,000 円をその A 社株式の譲渡の日の属する事業年度の損金の額に算入することになります。

したがって、ヘッジ対象とした A 社株式 10,000 株のうち 4,000 株に相当するヘッジ損失 3,600,000 円は繰延処理されます。

(貴社)

【平成 25 年 3 月期の会計処理】

信用取引みなし決済差損 5,000,000 円 / 繰延ヘッジ損失 5,000,000 円

【平成 25 年 3 月期の税務処理】

信用取引みなし決済差損 5,000,000 円 / 繰延ヘッジ損失 5,000,000 円

【平成 25 年 3 月期の税務修正】

不要

【平成 26 年 3 月期の会計処理】

繰延ヘッジ損失 5,000,000 円 / 信用取引みなし決済差損 5,000,000 円

信用取引決済差損 9,000,000 円 / 銀行預金 9,000,000 円

銀行預金 18,600,000 円 / A 社株式 6,000,000 円

/ A 社株式譲渡益 12,600,000 円

【平成 26 年 3 月期の税務処理】

繰延ヘッジ損失 5,000,000 円 / 信用取引みなし決済差損 5,000,000 円

信用取引決済差損 9,000,000 円 / 銀行預金 9,000,000 円

銀行預金 18,600,000 円 / A 社株式 6,000,000 円

/ A 社株式譲渡益 12,600,000 円

繰延ヘッジ損失 9,000,000 円 (注 1) / 信用取引決済差損 9,000,000 円

ヘッジ損失認容 5,400,000 円 (注 2) / 繰延ヘッジ損失 5,400,000 円

(注 1) 貴社が信用売取引を反対売買により決済し、決済差損益が実現した場合であっても、ヘッジ対象である A 社株式を譲渡していないことから、その決済差損益は繰延処理することになります。

(注 2) 貴社が譲渡した A 社株式 6,000 株に相当する 5,400,000 円 (9,000,000 円 × 6,000 株/10,000 株) を認容処理することになります。

【平成 26 年 3 月期の税務修正】

繰延ヘッジ損失 9,000,000 円 / 信用取引決済差損 9,000,000 円

繰延ヘッジ損失認容 5,400,000 円 / 繰延ヘッジ損失 5,400,000 円

※ 手数料等については省略しています。

< 貴社の申告調整 (平成 26 年 3 月期) >

【別表 4】

所得の金額の計算に関する明細書		事業年度	25・4・1 26・3・31	法人名	〇〇社	
区 分	①	総 額		処 分		
		②	③	留 保	社 外 流 出	配 当
当期利益又は当期欠損の額	1	円	円	配 当	円	
				そ の 他		
加 算	損金経理をした法人税及び復興特別法人税(附帯税を除く。)	2				
	損金経理をした道府県民税(利子割額を除く。)及び市町村民税	3				
	損金経理をした道府県民税利子割額	4				
	損金経理をした納税充当金	5				
	交際費等の損金不算入額	9			そ の 他	
	繰延ヘッジ損失加算	10	9,000,000	9,000,000		
減 算	減価償却超過額の当期認容額	14				
	納税充当金から支出した事業税等の金額	15				
	受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「14」又は「29」)	16			※	
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「13」)	17			※	
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	21			※	
繰延ヘッジ損失認容	22	5,400,000	5,400,000			

【別表 5 (1)】

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書		事業年度	25・4・1 26・3・31	法人名	〇〇社	
I 利益積立金額の計算に関する明細書						
区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額		
		①	②	③	④	
利 益 準 備 金	1	円	円	円	円	
積 立 金	2					
繰 延 ヘ ッ ジ 損 失	3		5,400,000	9,000,000	3,600,000	

(注) 繰延ヘッジ損失 3,600,000 円は、A社株式 4,000 株を譲渡した時に損金の額に算入されま  
す。

(了)